

令和 6 年 第 3 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 6 年 8 月 29 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 6 年 9 月 6 日 午前 10 時 00 分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和 6 年 9 月 6 日 午後 2 時 47 分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10 番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11 番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13 番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14 番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎 太 郎	出	16 番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	三 根 伸 二
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	馬 郡 裕 美
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	植 松 英 樹
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	山 口 貴 行
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	志 田 文 彦
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長	小笠原 啓 介
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	馬 場 孝 宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長		環境下水道課長	
	財 政 課 長		教育総務課長	森 永 智 子
	税 務 課 長		学校教育課長	榮 岩 和 浩
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	S A G A 2 0 2 4 推 進 課 長		代表監査委員	
	市 民 課 長	武 藤 清 子		
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 八重美	

令和6年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和6年9月6日（金）

本会議第2日目

午前10時 開 議

日程第1 議案質疑

議案第49号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて

議案第50号 嬉野市下水道使用料の徴収の変更に伴う関係条例の整理に関する
条例について

議案第51号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第53号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について

議案第54号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議案第55号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）

議案第56号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第62号 売買契約の締結について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

それでは、議案第49号 専決処分（第8号）の承認を求めることについてから議案第52号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの4件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第49号から議案第52号までの質疑を終わります。

次に、議案第53号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第53号について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、議案第53号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について質問いたします。

まず、1点目です。今回のタイミングでこの条例を改正される理由をお尋ねいたします。

それと、体験料についてですけれども、増額したものもありますが、この増額した理由をお尋ねします。また、その体験料、使用料等の算定基準についてお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

1点目の、今回の条例改正のタイミングでございますけれども、令和7年度から指定管理の導入に向けて募集要項、仕様書をつくる上で、利用料金制の活用と料金を改正したほうがよいと判断したためでございます。

次に、体験料についての増額の理由でございますが、現在の料金は開館当時の料金設定で、茶葉等の原材料費のみで設定されております。そういった中で、来年度から利用料金制の下で指定管理者が事業を行うにはちょっと見合わない判断したため、増額を検討したものでございます。積算の根拠としては職員人件費相当分と原材料費、またその価格については他県の茶産地にある類似施設等を比較して料金を設定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、今回改定される理由が来年度からの指定管理をするための募集要項と仕様書をつくるためということだったんですけれども、今、市のホームページ上で指定管理の募集をなされていると思うんですよね、現在、同時進行みたいな形で。指定管理を来年度からやるというお考えであれば、6月ですとか、ちょっと早い、もう一回早い段階で今回の条例改正を出すことができなかったのかというところをお尋ねいたします。

それとあと、料金の改定ですけれども、指定管理になるため、開館当時の費用では指定管理になることで料金に見合わないということですので、であれば、一部じゃなくて、この使用料、体験料を全て変えることは考えられなかったのか。ここではお茶の淹れ方教室と茶摘み体験等とか一部だけになっていますけれども、全体的に上げるということは考えられなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

この条例改正のタイミングにつきましては、確かに、6月のタイミングがありましたけれども、こちらのほうで指定管理の要項とかをつくる上で、やはりそれが必要であるということとを判断する時期が実際その時期に間に合わなかったということもありまして、ただ、今回募集をかける上でそういった条例改正もあり得るということで、今、広報上では、ホームページ上の要項では今がこの改正をしているところで、それに基づいて、議決を受ければ、それに基づいたまた変更がありますというようなことでは一応書いております。

それと、体験料のみということですが、実際この体験をする上で、やはりその分のスタッフが、通常の運営とは違ってその体験教室にかかる部分のスタッフがそこに、その教室のために入るというところで、その分が今までも価格に設定がなかったというところがございますので、そこについては料金改正が必要というふうに判断しまして、その分について今回改正を行ったものです。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続きまして、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、議案第53号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今の水山議員からの質問で大体同じようなことを通告していましたので分かりますけれども、私も、本来ならば指定管理募集と同じ時期の改正はいろんな意味で、えっと思ったんですけども、本来なら3月議会、6月議会に上程すべき議案だと思いました。

2番目の、販売手数料、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるにした理由と通告しておりました。こちらは指定管理にするときに、ほかのこともありますので、これは理解できましたけれども、そうであるならば、これまで市直のときには、体験料また物物料の利益の分が収入として上がっていたんですけども、それを差し引いての指定管理料を設定するということですのでよろしいでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほども料金の改定に対して近隣の市町というか類似会館のを参考にとありましたけれども、どちらの会館とかを参考にされたんでしょうか、具体的に答弁できましたらよろしく願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

まず1点目の、市の直営だった場合については市で当然受けますけれども、今回指定管理

者が収受を受けるということになりますので、市の一般会計には当然入ってきません。ですから、指定管理者の収入になりますので、指定管理者の委託料を市が払う場合については、その収入の見込額を差し引いた分を指定管理の委託料ということで市から払うということになります。

それと、類似の施設ということでございますけれども、公的な施設でいきますと、静岡にあります「ふじのくに茶の都ミュージアム」、あと、八女市にあります「茶の文化館」、また京都でいいますと「お茶と宇治のまち交流館茶づな」、そういった公的な施設と、あと民間施設につきましても、京都府、東京都、埼玉県、静岡県、あと宮崎県とかの民間施設のほうでもそういった体験をされている分の料金がありますので、そういったところも調べております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まず、類似団体というか、会館のどこを参考にされましたかということですが、今申されたところは、嬉野市のチャオシルの規模とまず規模も違うと思うんですが、そういった中で体験料とかというのは、今申されたところは大体幾らぐらいから幾らぐらいまでの体験料が示されていたのでしょうか。

それと、この料金ですが、以前、広川原キャンプ場の指定管理条例が改正されたときは、料金は条例で制定されていましたが、それを規則に変えますということで指定業者が決めますということだったのですが、その違いはありますか。例えば、条例で制定するのと規則で制定するのの違いとかは、キャンプ場とここは今度違うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどの料金設定のところの質問でございますけれども、例えば、お茶の淹れ方教室でいいますと、「ふじのくに茶の都ミュージアム」が200円プラス入場料300円、八女市の「茶の文化館」が600円、また京都の「お茶と宇治のまち交流館茶づな」が1,500円というところで。あと、民間で「お〜いお茶ミュージアム」というのがありますけれども、そこが500円とか、いろいろあるかと思います。ただ、そこは一応参考にさせていただいたというところでございます。その施設の大きさとかもあるかと思いますが、先ほど申しましたように、うちのほうとしてもそこで働くスタッフの分のそこで取られる手間賃というところで

人件費額を算出しております。そういったことで、お茶の淹れ方教室でいいますと1,000円というようなことに設定をいたしております。ほかの茶摘み体験と釜炒り体験等にもつきましても、ほかのところを見ながらなんですけれども、やはりそういった人件費相当分を加味しながら料金設定を行っているところでございます。

○議長（辻 浩一君）

条例の関係は……（「暫時休憩を」と呼ぶ者あり）。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

2番目の質問についてお答えをいたします。

指定管理者の選定についてのガイドラインに基づき料金については条例で定めるということになっておりますので、今回条例の改正を行うものでございます。

なお、先ほどお尋ねのキャンプ場の料金につきましては、こちらも料金については条例で定めてありますけれども、その利用時間について規則で定めているということですので、料金の基本は条例で定めることには変更ありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

大変失礼いたしました、私の認識不足でした。

それで、3回目の質問に入りますけれども、先ほど他会館のお茶の淹れ方教室とかを参考にされたということですが、高いところは1,500円、通常は600円とか、合わせて500円とかありますけれども、今回この改正の料金を見たときに、お茶の淹れ方教室、これまで300円だったのが1,000円ということで、急に高くなるんじゃないかなというのをまず感じました。

例えば、4人の家族さんで来られた場合に、じゃ、ちょっとお茶の淹れ方を体験していこうかというときに、これまでは1,200円でしたけれども、今度は4,000円になるということで、入場料は無料としても、来館者の方に気軽に茶に親しんでもらうという意図からすれば、ちょっと高いんじゃないかと思いましたけれども、そこら辺のこの料金に対して、しっかりと協議をなされたんでしょうか。類似団体とか、類似会館のを参考にとか、人件費とかも言

われましたけれども、人件費は、6年度も結構1,000万円とか今回の当初予算では上がっています。それなのに、またお茶の淹れ方教室の体験料が1,000円になるというのはなかなか、私だったらちょっと考えるかなと思ったところですけども、検討をされる上でどういった検討が、ほかにもなされなかったんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

料金については、議員おっしゃるとおりに上がり幅が700円というところがございますけれども、実際その体験をする上でそれに見合う価格というのが一応ありますので、今現在は実際茶葉の料金だけでそれ以外を取っていないというところで、若干そこが、今までが低過ぎたのかなというところをうちのほうで考えた結果、そこで類似施設を調べて、これぐらいが妥当であるというふうに判断をしたものでございます。

なお、先ほど言いましたように、今回指定管理制の導入に当たって利用料金制を採用することでございますけれども、指定管理者が料金設定を行うに当たっての幅をここで持たせる必要があるとして、今回指定管理への移行と併せて条例改正を行っているものでございます。

今回、料金改定を施行するに当たり、条例で定めてあるのはあくまで上限でございまして、指定管理者の募集要項にも書いておりますが、料金設定は、その交流館条例の第16条第2項にございますように、条例で定める範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額というふうに規定をしておりますので、あくまで今、条例で設定させていただいているのは上限額ということでお示しをしているところでございます。

そういったことで、実際の料金については指定管理者選定後に協議を行いながら、それに基づいて指定管理者の決定の議決をいただいた後に、その金額に変更をいたすことと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

今までの説明であらかた分かりましたが、2点だけ確認の意味を込めて質問をさせていただきます。

令和6年度の当初予算の歳入で、体験料を含めたうれしの茶交流館使用料が325万6,000円でありましたが、これは価格の改定後は何割増しぐらいを見込んでいるのか、お伺いいたします。

あと1点、施行時期を指定管理者の移行時期に合わせる理由ですね。先ほど言われていた、

確かに、今の価格はちょっと安いのかなとずっと私も思っていたんですけども、人件費相当分が入っていないのであれば、別に来年の4月からじゃなくて、可決された時点ですぐにでも上げて、やっぱり少しでも収益を上げるという努力をしたほうがいいのではないかなと思いますけど、その辺のお考えはなかったのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

最初の質問の収入額の見込みにつきましてですけども、あくまで当初予算等の比較ではなくて、実際に令和5年度の決算等の比較で考えておりますけれども、約4割増を見込んでおります。

それと、条例改正の時期ということでございますけれども、年度途中に変えるというところになると、やっぱり当然、周知期間とかも必要になってくるかと思います。それと、指定管理を移行するに当たって、そこがどういった提案をされるかというところもありますので、そういったところを見ながら料金の設定をちょっと考えていくのが一番いいのかなというところで来年の4月、指定管理者導入と同時期と考えたところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

確かに、令和5年度の決算ベースからしたら、当初予算の歳入の見込額がほぼ倍の額になっていたので、これはすぐにでも取り組まないと、当初予算の歳入のベースに追いつかないんじゃないかなと感じていたので、今の質問をさせてもらいましたけれども、やっぱりそこには周知もいろいろ必要ということでの理解をしました。

それと同時に、指定管理者が決定されるに当たって、指定管理者が決定した時点で、そこら辺の適正価格というのをちゃんと加味した上でしてもらわないと、ただの値上げにならないようにだけは注意してほしいなと思います。

以上で終わります。最後答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、指定管理者の選定についてはこちらのほうも十分な審査等をした上で、価格についても、当然そこを利用していただくのに見合う金額、それで利用していた

だくというのが一番大事ですので、そういったことで価格の設定は当然行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

理解しましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について質疑を行います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページから17ページまでの歳入について質疑を行います。

2款．地方譲与税、3項．森林環境譲与税、10款．地方特例交付金、1項．地方特例交付金、11款．地方交付税、1項．地方交付税及び15款．国庫支出金、1項．国庫負担金までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで、2款．地方譲与税、3項．森林環境譲与税から15款．国庫支出金、1項．国庫負担金までの質疑を終わります。

次に、事項別明細書12ページ、15款．国庫支出金、2項．国庫補助金について質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．総務費国庫補助金について発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

予算書12ページの地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）5,068万7,000円でお伺いいたします。

今回、商工振興費と予防費に充当されておりますが、このメイン推奨事業メニュー分ではかの充当事業が考えられなかったかということをお尋ねいたします。こちらの地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）を今回資料でお示しいただきましたけれども、7,603万6,000円が今年度分ですけれども、6月補正で教育費と民生費に5,068万7,000円がありました。

この推奨事業メニューの中に生活者支援と4項目ありますけれども、例えば、他自治体で

水道料金の基本料金とかを補助していただいたところがあるんですけども、そういうメニューはまず対象になりますでしょうか、なりませんでしょうか、そのことも伺いたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の検討につきましては、物価高騰等に伴う生活者及び事業者支援ということで国から示された推奨事業メニューに合致する事業ということで、各課で企画、立案、協議、検討をして、その結果、最終的に今回挙げた2事業を提案させていただいたという経緯にはなります。お尋ねの水道料等についても、推奨メニューの国で示されたメニューには合致するものと考えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

いろいろ各課で検討していただいたということですけども、生活者支援の推奨事業メニュー分で、市民の方は物価高騰とかいろんな意味で生活が本当に大変であります。

その中で、市民の方に公平に行き渡るような予算配分をしていただきたいと思ったときに水道料金と思ったのは、嬉野市では5立方メートルまでは基本料金は850円、10立方メートルまでは1,700円です。今、嬉野市が1万70世帯ありまして、それが1,700円の1万世帯としても1,700万円で、3か月分で5,100万円を皆さんに補助ができるわけですね。そういったことを考えられなかったのかということをお尋ねしたい。

それとあと、残が884万6,000円ございます。それは今後、今年度で充当する分なんでしょうか、また計画はあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

事業のメニューについては、検討段階ではいろいろな事業が検討されたものと考えております。

水道料のお話がありましたけれども、最終的には事業の交付限度額、また予算規模、それと事業のスキーム、交付金の活用期限というのもありますので、その辺で事業計画をする中で今年度末に事業終了をできる部分というような部分で、それだけじゃないないないでしょうけ

れども、総合的に考えて、今回この２事業ということで、ほかの事業についての検討については、ここで詳しく提案をしておりませんので、発言は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

すみません、最後のほうがちっと聞き取りにくかったんですけど、残の884万6,000円がまだ提案していないからお答えできないということですかね。今の最後の答弁がちっとよく分からなかったんですけど。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

答弁を差し控えるという申し上げた部分については、提案をしていない事業ですので、この辺の中身については差し控えたいという部分です。

すみません、もう一点の残の分ですけれども、推奨メニューの事業の中には、低所得者支援とか、あと子育て支援というのがございます。この分については別枠で、扶助費については国のほうから交付限度額を示された分がありますけれども、事務費については一部、こちらの推奨メニューの分を活用する必要がございましたので、その分に充当をしているということにはなります。（「あと884万6,000円残があるんですけども、その使い方とかは計画があるんですかという質問です」と呼ぶ者あり）

残の分を子育て支援とか、低所得者支援の事業がございすけれども、この分の事務費に充てるということです。全額ではありませんけれども、事務費に充てる分が出てくるというようなことでお答えいたします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで15款．国庫支出金、2項．国庫補助金の質疑を終わります。

次に、16款．県支出金、2項．県補助金、16款．県支出金、3項．委託金、19款．繰入金、2項．基金繰入金、21款．諸収入、5項．雑入及び22款．市債、1項．市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。16款．県支出金、2項．県補助金から22款．市債、1項．市債までの質疑を終わります。

これで2款から22款までの歳入についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書18ページから39ページまでの歳出についての質疑を行います。

18ページ、1款、議会費、1項、議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出1款の質疑を終わります。

次に、19ページ、2款、総務費、1項、総務管理費について質疑を行います。

質疑の通告があります。6目、企画費について順次発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

6目、企画費、新幹線通勤通学定期券購入補助金事業410万2,000円でお尋ねいたします。
主要な事業の説明書は1ページになります。

通告をしております1番の、48人の通勤、通学の内訳と行き先の内訳をお伺いしますということでしたけれども、資料を頂きましたので、このことでお尋ねしたいと思います。

申請件数と申請人数があるんですけれども、そちらの説明をまずお願いしたいと思います。

それと、目的の中に新幹線を活用した通勤や通学を進めることにより、移住、定住、転出抑制による人口増加を目的とありますけれども、これがこの事業により本当に移住、定住による人口増加につながっているのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、主要な事業の説明書に明記をしておりました48人についてですけれども、これは予算算出上の48人ということで、現時点で、令和6年度中の利用見込み者数になります。

今回、補正予算に計上するに当たって、これから申請される方もいらっしゃいますので、利用見込み者の行き先や通勤、通学の別、どちらかというような部分を想定しての算出は行っていないということになります。提出しました資料が、たまたま48人という実績でしたので、そこは8月現在までに48人利用をされた方がいらっしゃると。それは現在使われていない方も入っておりますので、現在使われている、継続してこの利用申請をされている方は45名程度というような形になるかと思います。まず、ちょっとここの説明をさせていただきます。

それで、申請件数と人数の違い、これは、定期券が最長6か月までの購入が可能ということで、1か月ごとに申請をされる方もいらっしゃいますし、3か月、6か月というような形がありますので、この申請件数では年度の多い少ないはなかなかはかれないのかなという感じはしております。

それと2点目の、移住、定住の人口増加に関する部分ですけれども、補助金制度の事業効果という形でお答えをさせていただきます。

本市の定住促進の一助にはなっているものと考えております。これまでの事業実績からは、特に高校生、高校、大学、あと専門学校等の通学定期券の申請が多い状況にございます。本

市の若い世代の人口流出には寄与しているものと考えております。また、市内からの通勤、通学がしやすくなったというような、まあ、駅ができましたので、しやすくなったということで、進路やライフスタイルの選択肢が大きく広がったものと考えますので、移住、定住する際の大きなプラス要因となっているものと考えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

申請件数と申請人数のことについては理解できました。

この事業が移住、定住に、人口増加につながっているかという質問に対して、一定の評価をされているということですね。この内訳を見ますと、通勤が4人、通学が44名という数字にこれではなっております。これも補助金としては予定が大体令和7年度までということですから、今後の方向性として、地域交通、公共交通の観点からも、計画書には高校生の通学の補助という計画がありました。新幹線・まちづくり課の担当なんですけれども、移住、定住も含めてそこに移行してもいいんじゃないかなと思います。また、通勤の方は、やはり鹿島線が減ったので本当に不便だということで今、嬉野温泉駅から利用していただいている方も存じています。これ自体、なかなか通学が多いということで、通学補助ということで、例えば嬉野市の方が20キロ以上というところに少し課題というか、もう少し近隣の方も新幹線を利用したらいいんじゃないかなと思っていたんですけど、そこら辺のお声とかはありませんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

まず、この制度の期限を令和7年度末としている件につきましては、当初9月、新幹線は9月開業でしたので2年半余りという形で期限を設けておりました。

今後につきましてはまだ未定ではございますけれども、各、4月から新年度を迎える方でライフスタイルが変わる方、入学等をされる方がいらっしゃいますので、その辺は早めに方向性は示していかなくてはいけないかなとは思っていますけれども、現時点で決定しているものではございません。

それと、近隣の方の利用につきましてはですけども、実際、公共交通の面から考えますと、バス事業者等もございましたので、バスで通学をされている方もいらっしゃいましたので、その辺も考慮して今回20キロ以上という形にしております。

この辺については、特に所管課のほうに御意見をいただいているというようなことはござ

いませんけれども、例えば、武雄温泉駅まで通学、通勤等で活用されている方も少なからずいらっしゃるのかなという感じはしております。

以上でございます。（「今の答弁で7年度末までと言われましたけど、令和7年末、6年度末が令和7年3月まで」と呼ぶ者あり）

すみません、発言を訂正させていただきます。

先ほど、本制度の期限につきましては、令和6年度末、7年3月までを現在の制度の期限としております。訂正させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じく、新幹線通学のところでお聞きします。

人数に関しては資料を頂きましたので、そこで理解できました。

それで、今回410万円というふうな形でしてありますけれども、これは7年3月31日申請まで受け付けると理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

期限が令和7年3月までということで、その運用上、ここだけではちょっと読み取れない部分がありますので、申請についてそのような形で考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

そのような場合になったときに、今回のこの補正の金額で賄える分を載せてあると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現時点で活用される方については、年度当初からの方もいらっしゃいますし、年度途中から利用される方もございます。

その中で、算出をした場合に昨年度の平均的な使われ方、佐賀駅までが中心ではあるとい

うようなところとか、あと出入りもあるというようなところで年間の部分で令和6年度分ということで算出をしております。

今までの経緯を見ていますと、途中で申請された方が全て3月末、年度末まで活用されていない方もいらっしゃいますので、一応、限度額が月2万円ということもありますので、そういった形での算出ということです。制度自体も浸透をしてきておりますので、増加傾向にあるというのは今の現状ではありますので、その辺、動向を見てという形にはなるかと思いますが、現状での算出はそういった形でございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

2番目の質問の、移住、定住による人口増加があるのかということは、前議員の質問のほうで、人口増加というよりも流出防止というふうなことをお聞きしましたので、理解いたしました。

前議員とのやり取りの中でも、20キロと言わずに近くでもというところで、本当にこの快適住生活のまちづくりということを考えると、ちょっと質問の指向が違うかなと思いますけど、次年度に関して少し考慮していただければなと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

答弁は。

○3番（古川英子君）続

考慮だからどうしようもないので、大丈夫です。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

先ほどの最初の御質問の中で、申請期限についての御質問がありました。現在、申請をした時点で、翌年度以降の分が最大6か月購入できるというような形にもなります。ここについては予算等も現在は6年度活用分となりますので、ここについては次年度以降分は申請できないスキームというか、そういった枠組みでやりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

古川議員、増田議員の質問でほとんど分かりました。

1点だけ、すみません、最後にお願いいたします。要は、定住には効果があっているけれども、移住には今のところなかなか効果が見えていないというのが現状じゃないかなというふうに思います。そういう中で、この1,000万円という予算を使ってやってきた。それで、今は定着をしてきて非常に多くなっている、48名。この方がやっぱり来年も、あるいは今度は逆に、もっと移住者を増やすというふうな考え方に持っていかなければいけないんじゃないかなという気がするわけです。すみません、一般質問みたいになりますけど、やはりそこら辺は古川議員おっしゃるように、これだけ制度自体が浸透をして使われる方も多い、これはPRのやり方もあろうと思うんですよ。今、市内の方にはそれなりのPRができています。しかし、移住となるとやはり市外の方にPRをしないと、嬉野にはこんなにいい制度があるんですよということを、市外の方が、じゃ、嬉野に行って通ってもいいんだなということをPRをしていかないといけないんじゃないかなと、せっかくこれだけの補助金をつくっているんだから。そこら辺をしっかりと考えて次の、どういうふうな形の中での事業展開になるのかというのはありますけれども、ぜひそういったところを考えに入れてやっていただきたいと思うんですけど、最後、答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

現在の制度といたしましては、移住、定住の施策としておりますけれども、新幹線開業もございましたので、この辺の利用促進という側面も少なからずあるかと考えます。

今後の事業の可否等、継続については検討をしていくべきことと思っておりますけど、PRについては、特に移住促進の応援金等もございますので、現在もこの辺と併せてPRはしておりますけれども、さらにこの辺は強化して、こういう制度がありますというようなことは広く発信をしていくべきかなと考えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、20ページ、2款．総務費、2項．徴税費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、21ページ、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費について質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．戸籍住民基本台帳費について発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、証明書交付等委託事業について質問をいたします。

簡単に。これによって、要するに今、吉田の出張所でやっている窓口業務を吉田の郵便局で行うための事業というふうに理解をいたします。そういう中で、今、吉田の出張所でやっている窓口業務、これが全て郵便局で可能になるというふうに考えてよいのかというのが1点。

それと、この中に「郵便局窓口で証明書の交付サービスを実施することで、地域住民の利便性向上を図るもの」というふうにあるわけですが、要するに、来年の3月31日までには吉田出張所でも行うし、窓口業務としては来年の1月20日、令和7年1月20日、この2か月間は確かに両方でできるから利便性は向上するかなと思うんですが、吉田出張所では今年度いっぱい終わるということになれば、利便性の向上を図るということになるのかどうか。私はそこら辺が何ともしょっと疑問というか、思ったので、その2点について質問をいたします。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず1点目です。現在、吉田出張所で行っている窓口業務の全てが可能になるわけではございませんけれども、今、利用実績が多い証明書につきましては、ほぼ郵便局でも取扱いが可能としております。

続いて、2番目の利便性の向上につきましてですが、吉田出張所の取扱いの時間が午前9時から午後4時までであるのに対しまして、吉田郵便局では午前9時から午後5時まで利用することができるようになります。また、場所としても、路線バスの停留所や乗合タクシーや福祉バスの停留場所にも近く、また、医療機関にも近い場所に位置しておりますので、便利な場所にあるというところだと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

時間が9時から、それで利便性が図れるというふうな、それとバス停に近いからということですか。はい、分かりました。

そういう中で、確かに、住民サービスを低下させるということは非常によくないことなんですよね。しかし、財政的にもいろんな問題がやはり出てくるだろうと思います。現在、吉田出張所には職員の方がおられてやっていらっしゃると思うんですよね。そういう中で、吉田出張所から吉田郵便局に替わるということで、年間の委託料、あるいは出張所に今らっ

しゃる職員の方、そういったものを比較した場合には、じゃ、どういうふうになるのかというのを説明いただければと思いますけど、年間の維持費等について。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今、吉田出張所費という予算がございまして、年間約300万円ほどかかっております。出張所には職員が1名、窓口業務を担当しております。そこを吉田郵便局に委託することになりますと、利用件数によっても少し変わりますが、半分以下になるだろうということで見込んでおります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

_____〔発 言 取 消 し〕_____

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

_____〔発 言 取 消 し〕_____

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで歳出2款の質疑を終わります。

次に、22ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費から25ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑終わります。

これで歳出3款及び4款の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時14分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑を続けます。

先ほどの1目、戸籍住民基本台帳費についての質問の中で、田中議員が3回目の質問の内容についての修正を求めておられますので、それを許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

私の3回目の質問につきまして、皆さんに非常に御迷惑をおかけしました。よって、3回目の塩田の郵便局というふうな言葉を言いまして、質問と回答がなかなか合っていないというふうなところもありましたので、3回目の質問に関しましては、取りあえず1回、削除をさせていただいて、そして再度、3回目の質問をしたいというふうに思います。よろしいでしょうか、議長。

○議長（辻 浩一君）

はい。前回の3回目の質問は全て取り消しをして、再度ということですね。

○14番（田中政司君） 続

はい。

それでは、続けます。すみません。

2回目までの質問で、吉田地区において今回、嬉野の吉田地区の吉田郵便局において窓口業務を委託をすると。要するに、住民サービスが向上するように時間帯をある程度延長がある、そして停留所に近い等々の理由、あるいは経費の削減にもなるということで理解をいたしました。

そういう中において、今後、嬉野市が庁舎が1つになる、そういったことで塩田のこの庁舎、窓口業務は行くだらうということではありますが、そうなってくると、塩田地区内に郵便局が幾つかあるわけなんです、そういったところの郵便局、例えば久間、あるいは大草野等々においても郵便局があるわけなんです、そこら辺のところについても、今後、吉田の郵便局へ委託したような窓口業務等を考えていかれる、そういう考えなのか。市民の利便性の向上を図る上で、市としてはどういうお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これは、まだ上司とお話をさせていただいてから決めることにはなりますけれども、一応担当のほうでは、塩田地区については五町田郵便局、大草野郵便局、それから久間郵便局のほうでできないかということで話を進めていこうかなというふうなことで思っております。

塩田郵便局については、塩田庁舎のすぐ前で、塩田庁舎のほうでも窓口業務を行いますので、塩田郵便局については今のところそのように思っておりませんが、いずれにしても、塩田地区についてはそのように窓口のほうを開設する方向で持っていきたいなということで担当課のほうは思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

これで質疑を終わります。

次に、26ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費について質疑を行います。

質疑の通告があります。3目．農業振興費について順次発言を許可いたします。

4名の方が通告を出されておりますが、これは事業ごとの質疑でよろしいですか、事業ごと。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですね。そして、最後に森田議員が負担金の分を1つ多く出しておられますが、全部終わった後に、最後もう一回行きます。

それでは、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、1項．農業費、3目．農業振興費、みんなの中山間チャレンジ応援事業についてお尋ねいたします。

こちらは新規事業ということで計上されておりますけれども、まず、いろいろメニューがたくさんございます。

その中で1番、講師招聘をされるということですが、回数と講師名をお伺いいたします。

それと2番目に、職員旅費（関西、関東）とありますけれども、こちらの場所と目的をお伺いいたします。あと、行かれる人数もお願いいたします。

それと3番目に、事業費内訳に自動車借上料として17万8,100円と21万1,100円が計上されておりますけれども、こちらの内訳における事業の具体的な内容の予定をお伺いしたいと思いますが、そちらについてはこういった対象者なのか、対象者も含めてお伺いいたしま

す。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

まず、講師の招聘の回数と講師の名前ということでありますけど、回数については1回と、講師についてはまだ誰とは聞いておりませんが、そういった分野の専門家の方をお願いしたいと思っております。

それと、2番目の関東、関西の旅費の場所と目的ですけど、まず、関西地区につきましては職員2名、今後、農業施策を検討するための先進地視察調査を予定しております。現在、農地の利活用計画で地域計画を策定しておりますが、目標地図を新たに作成することが義務づけられておりますので、国の農業政策の転換期にありますこのような中、農業政策課としても、生産者の方々が農業、経営、生産を諦めることなく中山間地域において収益が得られるような取組を支援していく必要があると考えております。このため、本市の全体的な農業施策や地域計画策定後の施策の検討、その情報収集として、中山間地域で全国では唯一、農業の国家戦略特区として中山間地域の拠点として取り組まれている兵庫県養父市を訪問予定としております。

東京のほうについては、環境型農業、有機農業等を推進していくための販売先訪問を予定しております。有機農業等の商品は、こだわりを持つ消費者が購入して育てていく面もございますので、有機農業に関心の高い消費者の多い大都市圏、特に関東地区の関係先を訪問しながら販路拡大に努めていく予定であります。

あと、借上料についてですけど、借上料の内訳としまして、有害鳥獣の処理施設の研修ということで中型バスを予定しております。その借上料として17万8,100円、あと高速代を予定しております。それと、グリーンツーリズムの視察研修時の借り上げバスということで、大型バスを借りて高速道路の使用料を合わせて39万円を計上しております。

以上です。（「団体名があるんですかね。団体名というか、対象者」と呼ぶ者あり）

失礼しました。対象者につきましては、有害鳥獣の視察については、嬉野町の猟友会と塩田町の猟友会の方々になっております。

それと、グリーンツーリズムにつきましては、これまで取り組んでこられた団体等をまた声かけして、参加を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

関西、関東の視察は分かりました。

あと、農業・農地を維持する体制づくりの中で、有害鳥獣処理施設の建設検討のための先進事例調査ということで猟友会さんと一緒に、こちらは九州のどこかとか、場所は決まっていますでしょうか。

あと、これは建設検討のためのとありますけれども、最終的にどこを目標にされていらっしゃるんですかね、先進事例の調査はですね。

それとあと、次のグリーンツーリズムの視察研修ですけれども、こちらは今までグリーンツーリズムという別枠で予算組みがされていたと思うんですけれども、それとはちょっとすみ分けと、あと、これも視察を終えてどういった——事業内容としても農業・農地を維持する体制づくりとありますけれども、どんなふうな最終的な目標というか、この事業の終着点というか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

視察に行つてどういった処理施設を見に行くかということでもありますけど、県内を含めて、九州内の有害鳥獣の処理施設のほうを、県のほうに今、情報提供をお願いしております。その中で、今の現状が、イノシシを取ったら、処理については埋設なり、あとジビエでされていることもありますけど、今年の3月、昨年度末、有害鳥獣の会員の方にアンケート調査をしました。回収率は50%でしたけど、その中で、その処理にちょっと困っているという声がありまして、それで、猟友会の方を連れていって、それでどういった処理施設があるのか。そして、その処理施設を管理運営するにはどういったやり方があるか、そういった先進的なところを見に行つて、今後の有害鳥獣の処理について考えていきたいと思っております。

以上です。（「グリーンツーリズムに関しては、前も施策としてありましたけれども」と呼ぶ者あり）

グリーンツーリズムにつきましては、昨年、議員さんからの御意見、御要望に沿って取り組んできました。昨年は高千穂に行きました。そういった中で、昨年は講義の受講や視察することが目的ではなくて、視察した内容を参加者全体で共有して、地域全体で実行していただく必要があると考えて、地域の合意形成、受入れ体制の検討が必要があるという判断でやっておりました。でも、受入れ体制が必要であるということで、今後またどうしたらいいかということで、その辺をもう一回、今年度こういった視察をしていきたいと思っております。

対象については、昨年参加された方に声かけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回の新規事業として80万円ですかね、この予算で本当に盛りだくさんのことを計画されていらっしゃるなと思うんですけども、この今の農業界、本当にいろんな課題が多くて、進めなければいけないことたくさんあるかと思います。けれども、これでただ視察に行きました、何々しましたで、あとこれをどのように、先ほど申しましたけど、最終的な目標とか、それぞれたくさんメニューがあるんですけども、それを、視察に行く費用はあるんですけども、例えばその後の会議とか、あと視察に行った後に協議する場とかは設けられるのでしょうか。それと、最終目標をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

視察とか行って、ただ行っただけで、その後どういった取組がなされるかという質問でありますけど、職員の先進地視察については、先ほど申しましたけど、先進地の特区の事例を、そして、嬉野市の同じ中山間の養父市というところがありますので、参考にして、どういった施策ができるか検討したいと思っております。

それと有機農業の取組なんですけど、有機農業の取組も、結構、中山間地域農業については議員御存じのとおりだと思いますけれども、傾斜が急で狭い農地が多いことであります。それで、嬉野市の特産であるお茶を例にしますと、生産時期とか出荷時期の遅れで市場価格の低迷等が影響があるということで、そういった状況で、生産者の方々が、農業経営、農業生産を諦めることなく中山間地域において収入が得られるような取組を支援していきたいと思っております。

先月、地域計画の座談会を7地区行いました。その中でも、やっぱり中山間の多くでは、有機農業にも取り組みたいという御意見もありました。そういったことを踏まえて今後の、将来の地域農業のあり方というか、そういったことを考えながら取り組んでいきたいと思っております。

あと、今は地域計画の策定ということで、目標を設定して、あと将来の、10年後の農地の利活用がありますけど、最終的にはやっぱり地域農業もしっかり、全体的にそういった問題に取り組んでいくように、この間も増田議員も来られたと思いますけど、座談会で将来の展望というか、ビジョンをしたところで地域でずっと協議して、今後のあり方を討論した分については市としても支援をしていきたいと思っております。

以上です。（「議長すみません、答弁はもうちょっと簡潔にお願いいたします。よろしく
お願いいたします。」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

今、話がありましたけれども、質問も重点的に質問の趣旨が分かるような質問、答弁もしっかりと短く、よろしくお願いいたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

補足で説明をさせていただきます。

先ほど課長が答弁したとおりの内容でございますけれども、所得の向上であったりとか、農業、農地の維持あるいは農地の活性化、こういったところに向けての支援を行うことによりまして、農業による元気な中山間の地域づくりというところを目指して今後進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私のほうも同じ、みんなの中山間チャレンジ応援事業の中で、1点目は、過去に取り組まれた施策と重複しているということが見受けられますが、新たに展開する意図というところをお伺いします。

2点目に、この3つ目の事業の内容の中のグリーンツーリズムに関しての事業でございますけど、今年度の当初予算でも、旅費、それから負担金関係でそれぞれ事業の予算計上がなされておりましたけれども、これは関連しているのかどうかということで、まずこの2点をお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

過去に取り組まれた施策と重複するものとして、令和5年度に実施したグリーンツーリズム視察研修がございます。このような取組については、講義の受講や視察することが目的ではなく、視察した内容を参加者全体で共有して地域全体で実行していくことが必要であると考えております。地域の合意形成や受入れ体制の検討などが必要と判断して、1回限りではなく、継続的に行っていった計画をしております。

それと、既存の予算では担当職員がグリーンツーリズムを振興していく上で、知識や事例を習得するための予算としております。今回の予算は、実際にグリーンツーリズムに取り組んでいただく各地域や団体の方々の研修ための費用を計上しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ただいま課長のほうから令和5年度の事業でもということで紹介をされたんですけれども、一応そういうものを踏まえて今度また、これはあくまでも新規事業ということで上がっておりますので、そういうことで新たな展開を図っていくということで理解をしました。

もう一点のグリーンツーリズムの事業に関しては、今年度の当初予算で上がっている、この計上している予算とは一応別のものということで理解していいですね。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

一応既存の、同行する職員の旅費になっております。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

同行する職員のものということで事業としては同じものと理解しました。新規の事業であるけれども、当初予算で上がっていた予算のものも、同時進行で消化していくということでよろしいですね。そのように理解しました。

次の農村ビジネスサポート事業に移ってよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

いや、これが終わった後に。

○12番（森田明彦君） 続

では、一応今3つ目を言いましたけれども、私のそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

そのとおりでございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私もこの、みんなの中山間チャレンジ応援事業に関してお尋ねをします。

あらかた、今までの同僚議員のほうからの質問で分かりはしたかなというものの、この中山間の事業に関しては、今まで、昨年度まで取り組まれてきた。これは新規で上がってきて

いるまた中山間の事業にはなりますけれども、大きく今までしてきた事業と今回新規の事業、これがどうなっているのか。大きなポイントとして、今までしてきた事業と今回の事業の違いは何なのか、まずはそこを御説明いただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

私のほうから大きな違いの説明をさせていただきます。

昨年度まで行ってきました事業につきましては、集落を単位といたしまして、それぞれの集落の課題の検討を行いビジョンを作成することを目的とした事業でございました。

今回計上しております事業につきましては、中山間全体をベースとして、中山間での農業での地域の活性化を目指すという取組をするということになっておりますので、様々なメニューを今回はこなしていきたいというふうになっておるところでございます。

以上、終わります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

今までの事業は、その地域にスポットを当てて取り組んできた事業だよと。今回、追加で上げてきたのは、中山間全体のそのエリアが広がったと、そういったところで取り組む事業だからこういったメニューがたくさん出てきたということで理解をしました。ありがとうございます。

先ほど担当課長の答弁を聞きながらですけれども、そういった事業の中で、養父市に行かれたりとか、関西方面の有機農業に行かれたりとか、そういったところは職員さんの旅費等々で上げられていると思います。そういった中において、講師の招聘と、講師謝金のほうも計上されておりましたけれども、それに関しては1回講師を呼んでするよというところで、講義形式、研修会等の開催があると思いますけれども、逆にそういう研修会の開催の対象というのはどういった方を対象とされているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

対象者については認定農業者、あと希望者とか、環境保全に取り組みたいとか、興味を持たれる方を対象としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

そしたら3回目ですけれども、そういう中で担当課におかれましては、また、今、地域計画等をそれに対して取り組まれている。

まずは、その地域計画において、その中山間地の取り組み方においてのすばらしい取組を先進地で知識をいただくというようなところも予算計上されているかと思います。

そういう中で、また先ほど課長おっしゃられたように講師の講義も行っていくというようなことで、まだそこは決まっていないものの9月で上程ということで残り少ないところではありますけれども、大体でいいです。どれぐらいに研修に行って、またどれぐらいに猟友会さん、あるいはグリーンツーリズムの方々と研修先に行かれて、あるいは講師を呼んで講義等をする、そういった具体的にどういうふうなスケジュールを今年度末まで立てられているか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

担当課としましては、議会終了後、速やかに取り組んでいきたいと考えております。

また、今年が国スポとか全障スポが開催されますので、職員もその対応もありますので、その後になるかなと思っております。

それと、これは県の補助事業を活用した事業になりますので、まず、補助金申請の手続き行って、交付決定をいただいた後の実施ということになります。

このため、早めに事務手続きを行って、国スポ・全障スポに対応しながら、それぞれの関係先と協議しながら、早期に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

同じく、みんなの中山間チャレンジ応援事業のことなんですけど、ほかの議員さんたちがほとんど質問されて理解できました。

私の質問の中では、前の事業とということで、前質問者が言いましたように、前は集落のビジョン、今回は中山間地域の活性化ということでしたので、この活性化のために今回挙げられましたことがプラスになってくれればいいかなということで質問を取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、負担金、補助及び交付金、農村ビジネスサポート事業についての質疑を行います。

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

農村ビジネスサポート事業の件でお尋ねをします。

これは主要な事業の説明書の資料の中でかなり詳しく書いてございますけれども、まず、今回、アグリフードE X P Oの出展費、これも当初より随分上がっておりますけど、まずこの内訳。

それから、この予算増については、ソフト面、ハード面の基本的にどちらが増えたのかということで御説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

出展費の内訳として、パッケージデザインの印刷代、あとチラシの印刷代、出展ブース料、旅費、あと、荷造りの運賃などになっております。

あと、予算のソフト、ハードどちらが増えたかということでありましたが、一応、当初予算と比較して、ソフト事業が5万円ほど減少して、ハード整備事業が50万円増えたということでの予算計上ということになっております。

以上です。

○14番（田中政司君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

出展費に関しては、やはり当初の見込みが割と抑えてあったということですね。印刷代とか、ブース料とか、そういったものが非常に増えたということで理解できました。そういうことでよろしいですね。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

当初予算と比較して、ソフト事業の分が事業費が減少ということになっております。

（「減少」と呼ぶ者あり）当初予算のソフト事業で10万円の予算を組んでおりました。それで今回、アグリフードE X P Oに出展されたということで、その分が5万円ほど減少する、減額になるということでありましたので、ソフトが5万円減額になりまして、それで、ハードのほうで、50万円が100万円になるということであります。よろしいですか。（「以上です、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案質疑の途中でありますけれども、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして議案質疑を続けます。

次の質疑に入ります前に、先ほど田中政司議員から議案質疑中の本人発言について、会議規則第64条の規定によって、本人の意図と違う質問をしたため発言の取消しを行いたいという理由で、取消しの申出がありました。

21ページ、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費、1目．戸籍住民基本台帳費の質疑中、3回目の質問について全て取り消したいとの申出がありました。また、その後、再度3回目の質問をされましたが、その部分は議事録に掲載したいと思います。

お諮りします。この2点について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。田中政司議員からの発言取消しの申出を許可することに決定をいたしました。

次に、4目．茶業振興費について順次発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

4目．茶業振興費、全国お茶まつり嬉野市準備委員会で198万円の補正予算が計上されておりますけれども、そのことについてお伺いいたします。

まずは、通告で補助金198万円の内容についてお伺いしますということで資料を頂いておりますけれども、この資料が県単事業上乘せ分と市追加分とありますけれども、そのことも含めて説明をお願いしたいと思います。

今回、全国茶品評会では、2年連続の4冠達成で本当に素晴らしいと思います。その中で、そもそも、この全国茶品評会に出展の茶園農家はそれぞれ何件でしょうかというのをお尋ねしたいと思います。

また、今回の補正で上げられています、ヘクタールという広さはお示しいただいたんですが、それぞれ蒸し製玉緑茶の部と釜炒り茶の部の出展茶園の予定数とかをお伺いしたいと思います。まず、そこをお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、1点目の肥料の補助金の説明ですね。令和8年度に全国茶品評会に出展される茶園を対象として、高品質茶生産に係る費用補助を今回行うものでございます。

補助対象者は全国茶品評会に出展される生産者です。費用については、高品質茶生産に係る肥料への補助、これは県単の補助で、茶生産販売対策強化事業、高品質茶生産に係る有機質等肥料の施用という補助が、これは農協経由で補助事業が実施されておりまして、この分の2分の1が県補助になっております。それに対しての農家さんの単独分がありますので、その分について嬉野市が補助をするというのが1つでございます。

それと、その県の補助事業が、補助金額というのに上限がありまして、お手元にお示ししておりますように、そういった項目、肥料の名前の分についてはその補助の範囲内で対応できるんですけども、それ以外に、下に書いてある2品目というところがありますけれども、こちらのほうも合わせて施用したほうが、より効果的ということになります。個人的に入れてある方もいるかと思いますが、全出品される方に同じような水準で施肥の補助が必要だということで、その2品目について追加の補助を行うということにいたしているものでございます。

それと、2番目の出品点数については、今年度の全品に出されている分でいきますと、出品数としては蒸しが嬉野市で36品、釜入り茶で32品というふうになっております。

その次何やったですかね、申し訳ありません。（「今回の予定が36品と32品ということで理解していいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いや、それ以外の質問は何やったですかねという……（「まずそれだけだったかな、いいです、多分そこまでお聞きしたかなと思うので」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後1時7分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

対象者数ですけど、蒸し製玉緑茶が26人と、釜炒り茶が7人というところが今の出品人数です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

出展の蒸しが26人で、釜炒りが7人です。先ほどの36品と32品は、じゃ、何でしょうかというお尋ねと、あと、今回資料を頂いたのでは全国お茶まつりが令和8年に開催されるということで、県も茶農家さんに肥料代としての補助がありますと。それに合わせて市からも補助をしますということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、そもそもこの出展に関して、専用の茶園が必要かと思えますけれども、例えば、一般の茶農家の方がちょっと出展したいというふうに希望されたら、それは可能なのでしょうか。

それで、出展は希望する方は出せるということで、出展するときに何か要件があるのかな、お願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

最初にお答えしたのは、品々ですね。36品とか言ったのは、同一の方でも、その世帯で2品とか出せますので、そういったことで数が少し増えております。

補助のほうについては、補助の分に合わせて市のほうが単独で行うということですね。

それと、一般の方が出せますかということで、一般の方というか、当然、令和8年度に全国茶品評大会に出してもらおうと。そのために今回予算をお願いしているわけで、今年は出していない方でも、お茶を一生懸命作られている方もあるかと思えます。ですので、そういった方がもし全品に出したいということであれば、当然うちのほうも銘茶塾とかでそういった指導とかをさせていただいておりますので、そういった銘茶塾に入っただいて、8年度に出品をしますよという方があれば、その方たちについても当然補助をしますというところで、この表の中にもそういった意味で入れているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました、ありがとうございます。

今回、8年の全国お茶まつりが佐賀県ということで決まったわけなんですけれども、開催地はまだ決定していないということですよね。以前は嬉野市で、開催県は決まったんですけど、開催地は嬉野市とはまだ決まっていないわけですかね。もしそうであるならば、開催地としてはいつ頃決まる予定なのでしょうか。

あと、準備委員会としてありますけれども、今後、準備委員会としてどのような、今回は肥料代ということですが、全国お茶まつりということに対しての準備委員会ということも進められるのでしょうか、予定をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

今回、全国お茶まつりが開催となりますけれども、あくまで県単位で行われますので、佐賀県開催というのが今の時点で決まっているものでございます。

県のほうでも今後、準備委員会、それで、その後には実行委員会というような形で随時、そういった体制を整えられて、その中で開催市町について決定されるものと思っております。

ですので、私たちもそういった会合とかに出席をさせていただきますので、そういったところで決定をしていくまで、今のところ嬉野市で開催というのはまだ言えない状況でございます。

それと、今後のこの準備委員会としての予算ですけれども、先ほど言いましたように、今後、全国茶品評会と入札販売会、大会式典販売促進、青年の集い等が開催される予定ですね。例年でいくとそういったものが開催される予定になっております。取りあえず、嬉野市といたしましては、準備委員会において、令和8年度に向けて2年前から、やっぱりいいお茶を作るための肥料、土壌作りが必要ということで、今回は先立ってその生産体制の支援を行うということで急遽、補正をお願いしているところでございます。

今後、先ほど申しました県の準備委員会が立ち上がってくれば、その内容に基づいて嬉野市の準備委員会でもそういった内容等を協議しながら、実行等していきたいと考えております。今のところはそういった状況です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私も同じところでお尋ねをします。ちょっと重複しているようなところがあれば申し訳ございません。知識がないもので、教えていただければと思います。

補助金の全国お茶まつり嬉野市準備委員会のところですが、通告書に上げていますとおり、その出展茶園の選定方法に関してはどのように考えられているのか、どのようにされるのかということと、あと、この「準備委員会を組織し」というところが事業内容にありますけれども、その構成メンバーをどのようにお考えになられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

出展茶園について、特段こちら側から選定をするということはありませんけれども、当然これまでも全国茶品評会に出展されてきた銘茶塾等の皆さんの茶園が対象になると考えております。

また、先ほどもありましたけれども、新たに令和8年度の品評会に向けて出展したいという考えがある方もいらっしゃるかと思います。その茶園も対象になります。その場合には、銘茶塾に加入していただいて、以後も出展を続けていただきたいと思いますと思っております。

それと、準備委員会の構成メンバーについてですけれども、こちらが、現在、茶業関係者で組織しております、うれしの茶活性化委員会、この委員を基に構成をしていきたいと考えております。そのメンバーといたしましては、佐賀県茶商及び嬉野茶商、それと、佐賀県農協の理事や嬉野支所長、また茶業センター、それと西九州茶農業協同組合連合会、茶連ですね。また、生産者の代表として、みどり地区茶業部会、嬉野銘茶塾、嬉野釜炒茶協議会、嬉野茶業青年会などがメンバーとして入っております。また、それ以外にもアドバイザーとして佐賀県茶業試験場、藤津農業振興センター、事務局が嬉野市、また、オブザーバーとして佐賀県の園芸農産課も入っております。こういったメンバーが今、活性化委員会ということになっておりますけれども、このメンバーから県の方たちのメンバーを除いたメンバーの中から各団体の代表者を選出して、10名程度で立ち上げたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、先ほど出展茶園に関して指定はしないよというようなことでしたけれども、私も理解ができずにもう一度お尋ねなんですけれども、そういった場合、この補助というのは、先ほど同僚議員の質問で、対象者が、この記載のとおり蒸し製玉緑茶の部の出展茶園が26名、釜炒り茶の部の出展材が7名ということでおっしゃられましたけれども、その方々が持たれている茶園に対しての茶園補助として考えていいものなのか、そこをもう少し、違ったらまた別に教えていただけたらと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

その方たちが持っている茶園ですね。出展茶園というのは大体毎年同じところをされているかと思いますので、そのところを考えております。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、先ほど課長の答弁の中で銘茶塾というような文言が出ましたが、そこに入っていられん方々の茶園だろうかとは予測されます。同僚議員の質問の中からは、新たにそれを出展したい方の対応はどうされるのかというところで質問があつて、そこで、銘茶塾に加入されればそれも対象になるよというようなところであります。そういった場合、補助対象になっていくだろうと思いますけれども、これは今年度の追加補正ということで、そういった場合、具体的な取りまとめとか、そういうスケジュールというのはどう考えられているのか、最後に聞きたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど申しました活性化委員会の中に、佐賀県農協嬉野支所の茶業センターのほうもメンバーとして入っておりまして、そこの方たちが茶農家さんの指導など、当然そういう補助とかの指導とかも行っていております。

補助金の申請もそことかでやっていただいておりますので、一応、議会等終わりましたら、その方たちを中心に、そういった方の指導とか、そういった補助金の取りまとめというところは、そこと市と一緒にやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、7目、茶業研修施設費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら茶業研修施設費、主要な事業の説明書が10ページです。

まず、今回導入される色彩選別機の耐用年数と、導入された場合に想定されるランニングコストを1点目にお尋ねします。

それと、この色彩選別機で想定される年間の利用量は何キロぐらい、何トンぐらいこれで処理されるのか、利用されるのか、お尋ねします。

それと、この色彩選別機ですけれども、条例で使用料というものが定められていますが、この利用料については荒茶が1キログラム当たり100円ということですが、これはそのまま、利用料は据置きかということでお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、色彩選別機の耐用年数については農業用機械であるため、耐用年数は一律7年となっております。

また、ランニングコストにつきましては、特段、年間保守等はありません。激しく消耗する機械ではないため、修繕等もほとんどないものと想定しております。したがって、当然電気で機械を回しますので、この機械を使うときの電気代が稼働時に発生するものということで考えております。

年間の利用料でございますけれども、過去3年間の事業実績から見て、荒茶で年間1,000キロから3,000キロを想定いたしております。

最後に使用料、こちらのほうについて、荒茶1キログラム当たり100円に消費税を加えたものの金額、こちらのほうで変更の予定はありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、2回目の質問です。ちなみにですけれども、現在、既設の選別機が導入されていると思いますが、現在のこの既設の装置の実働年数と、あとランニングコストは電気代だけということなのですが、年間大体どのぐらいの電気代がこれを使うことでかかるのかというのがもし分かれば。

それとあと、今回新たに更新されるので、今使われている機械というのを、現在の色彩選別機はどういうふうになるのか。廃棄といいますか、処分されるのか、新たに更新されるので処分されるのか、というのを教えていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず最初に、本機械の導入時期につきましては、嬉茶楽館がオープンしたときと同時に機械を入れておりまして、それが平成19年に購入をしておりますので、17年を今経過している状況でございます。

それと電気代ですけれども、これが、そこだけが単独で電気のメーターとかついているわけではありませので、その施設全体の中の電気料ですので、申し訳ありません、その部分というところは回答ができません。申し訳ございません。

それと今後の機械の件ですけれども、こちらが今回は一応最新式に更新をする予定で考えておりますけれども、前回のお茶まつりの際に出品の数が多かったということで、そのとき

に2台で並行稼働することもちょうと考えております。そのため、今回は新しい機械を購入して、それで2台取りあえず置く形になりますけれども、その後、佐賀県大会が終了した後に売却をしたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

3回目です。そしたら、一番最初の質問で、機械自体の耐用年数は大体7年ですけれども、実際に既設の機械でいうと17年程度使われているということで、今回導入される機械も、修理なりどこかの段階でまた更新時期が来ると思うんですけど、今使われているのと同様ぐらいの期間は、壊れるまでといいますか、どこかの最新の機械が出るタイミングとかまでは使っていかれる、耐用年数以上は機械として使っていくというふうに理解していいのか。

それと、既設の機械は、最終的には県のお茶まつりが終わった後は売却するということですけれども、それは、ちょっと一般質問みたいな感じですけど、最終的にどのような売却方法を取られるのかというところをお尋ねしていいですか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、耐用年数というのは一応目安として7年というのがありますし、前回の機械が、やはり17年以上稼働しているということで、これが生産ラインの中にある機械ではなくて、単体であれを識別するというようなことですので、さっき申しましたようにそこまで消耗が激しくはないので、17年間今度使えるかどうかというのは保証できませんけれども、7年で更新とかいう感じではないかと思っております。

あと、今後の売却ですけれども、まだ今のところどうするかは再来年の話でまだ決めていないですけれども、例えば、競り売りといいますか、一般競争みたいな感じで、そういった形での売却とかも考えられるのかなというように思っておりますが、現時点でそこまでは想定をいたしておりません。

以上です。

はい。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。

大体分かりましたけれども、今回新しい色彩選別機の導入ということですが、やはり今回、全国お茶まつりの開催地が佐賀県に決まったことによって、今回新しい色彩選別機を導入しようという経緯でよろしいでしょうか。まず、導入の経緯をお伺いしたい。

それとあと、今既存の選別機があるということですが、その新しい選別機とどのくらい効率性があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

現在使用している色彩選別機は、先ほど申しましたように平成19年に更新しておりまして、17年を経過しているような状況でございます。やはり、その間に機械も進化をしております、以前のものだと識別センサーの旧型での機械でございましたので、ちょっと小さなものであったり細かなものには対応できないというような状況でございました。そこで選別の職員がそこで見たり、また選別をしたりというようなことをしながら対応しているわけですが、先ほど申しましたように、今回また令和8年が全国お茶まつりとなれば、出品点数も増えてきて、そういった選別に人力は割けないというところで、より精度の高いCCDカメラというカメラで茶葉を選別するというような最新式のものに更新をするということです。それをする事で精度が上がるのと、先ほど話したように労力の削減になります。当然経過年数もたっているわけで、いずれは更新の時期でございましたので、令和8年の全品に向けて更新をするということでございます。

それと効率性の話というところも、先ほどの最新式のカメラで、要は一枚一枚選別してはじいていくというようなことでなっておりますので、それは断然違ってくると思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

新しい選別機は本当に性能がよくて効率がいいということですが、今現在使われているあれは、当初お幾らだったのか、分かればお伺いしたいと思います。

それとあと、新しい選別機を入れられるということで、これは先ほど水山議員からありましたけれども、使用料があるということですが、これはどなたでも利用できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

前回導入のときの金額は、すみません、把握しておりません。申し訳ありません。

それと、使用については、当然お茶の仕上げとかで嬉茶楽館に持ってこられた方については、どなたでも使用可能です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今お伺いして、全国お茶まつりとか、品評会に向けてそういった最新型の機械を導入していただいて、よりいいお茶を出展をしていただくように期待したいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

十分理解できましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、27ページ、6款．農林水産業費、2項．林業費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出6款の質疑を終わります。

次に、28ページ、7款．商工費、1項．商工費について質疑の通告があります。

2目．商工振興費について順次発言を許可いたします。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、商工振興費です。主要な事業の説明書は11ページです。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業ということで、今回の補正で5,831万8,000円計上してあります。

まず1点目ですけれども、今回のポイント交付の交付方法をお尋ねいたします。

もう一点ですけれども、スマホアプリ導入者に1,000円分を上乗せ交付するというふうに表示されていますが、その理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今回の事業において、令和6年10月1日現在で嬉野市に住民登録のある方で、10月31日までに「うれしかード」を所有する方を対象にポイントの交付を行うという予定をしております。

す。

今回は、ポイント交付のために特に申請のほうは必要としません。先ほど申し上げた条件に該当する方に対して自動的に交付する予定です。ただし、ポイント交付のための申請はありませんけれども、その時点でカードを持っていない方とか、紛失されている方とかは御自身でカードの発行を受けていただく必要がありますので、そういう場合はカード取得のための申請が必要になってくるものです。

2 番目のお尋ねについてですけれども、嬉野市としては「うれしかーど」を将来的に市民カードとして広く活用していただきたいというふうに考えておりまして、その手段の一つとして、昨年度末に開発したスマホアプリを活用し、今後、店舗の情報やイベント情報等を発信することで、加盟店での消費行動につなげていきたいというふうに考えているところです。そのために、多くの方にアプリの導入をしていただく必要がありますので、今回アプリの導入に対して、インセンティブとしての1,000円のポイントを上乘せということを考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1 番（水山洋輔君）

そしたら、自動的にということで、プッシュ型のポイント交付ということで理解したんですけれども、よろしかったですかね。

そしたら、プッシュ型というと令和5年度は同じ「うれしかーど」の交付事業で1万5,000円使って、現金使用でその分を現金でキャッシュバックするというような事業をされたと思うんですけれども、今回、令和4年度に実施したような交付方法、プッシュ型方法ということで、令和4年度では使われなかったポイントもあったので、令和5年度は現金活用方法に切替えましたという御説明だったと思います。今回、令和6年度においてはまたプッシュ型をされるということです。貴重な財源ですので、担当課としてこの交付したポイントというのを全て利用してもらうというのが一番大事かと思います、市民の皆さんに行き渡って有効に活用していただくということで。

それについて、今回申請等は必要なくてプッシュ型ということなんですけれども、どういうふうにしてこのポイントの利用を促すか、利用を促す方法はどのように考えていらっしゃるのか、というのを1点お尋ねします。

それと、資料請求で頂いて、市民の方が現段階で約2万1,500枚程度今持たれていると思うんですけれども、今回また新たに再発行ですとか、新たな申請については特に自主的な申請といいますか、自主的に手続をするような方法かなというふうに私は今の御説明で理解したんですけれども、その理解でいいのか。前回、令和4年度同様に、全世帯での何か郵送配

布ですとか、回覧版配布等を行わないのかというところを改めて御質問させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

1 番目、どういうふうに……（「今回プッシュ型ですけれども、昨年度は現金を使った方が対象。また今回プッシュ型に戻されていますけれども、そのプッシュ型だとどうしても使われないものがあったのではという御説明を令和 4 年度の決算の際には伺っていましたので、またこれをプッシュ型に変えられたことの理由が 1 点です。そうなった場合、使われない費用というのがまた仮に出てくるのは貴重な財源としてもったいないので、全て使っていただくようにするためには、担当課としてどのような広報といいますか、周知を図っていけるのか」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。昨年度の事業で経済活性化を第 1 に考えて市内店舗での消費促進を目指しポイント還元をしたということですが、昨年度がキャンペーンの参加者が殺到をしてしまいまして、一部店舗でちょっと混乱が生じてしまったということがあった反省点がありましたので、今回また前々回のほうに戻った形にはなってしまいますけれども、全市民に、なるべくポイントの付与ができるような形で今回計画をしてしたというところであります。ですので、当然 10 月のうちにチラシ等でそういった広報等をしていって、極力使用していただくような形でお願いをしたいというふうには考えております。

今、市民のほうに行き渡っているのが大体 2 万 1,000 人とかそれぐらいですので、あと 3,000 人ぐらいの方がまだカードをお持ちじゃないですので、そういった方が 10 月の 1 月の期間でなるべくカードを取得していただけるようお願い、広報等をしていきたいと思っております。それで、残りそうで残らないように、なるべく御使用していただくような形で広報をしていきたいというふうには考えております。

2 点目のカード作成につきましては、先ほど申し上げていましたように、10 月、1 か月間ありますので、御自身でしていただくような形で、前回も設置場所を、再発行場所、受付場所を設置しておりますので、そういった形で今回もするように考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1 番（水山洋輔君）

3 回目です。申請は自主的にやっていただくということでした。

今回、そのスマホアプリ、「うれしかーど」のアプリがあるかと思います。アプリの対象者が 3,000 人ということですが、このスマホアプリについて、例えば、スマホを持っている方とか、持っていない方とかいらっしゃると思うんですね。そういったところの所有率と

いいですか、スマホの所有率はどのぐらいで、その3,000人という数字を出された根拠とい
いますか、何で3,000人なのかというのがちょっと疑問なんですけれども、どういう調査と
か、どういう判断をされてこの3,000人という数字を出されたのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今回、アプリのほうに3,000人というふうにしておりますけれども、今後、「うれしかー
ど」の活用及びアプリの運用を図る上で、多くの方にアプリを導入していただきたいという
ふうに考えて1,000円分を追加するものです。現時点において、実際アプリをもう既に導入
されている方というのは1,000人弱ぐらいいらっしゃるわけなんですけれども、その目標値とし
て、うちの目標値として3,000人というふうに想定をしております、スマホの所持率とか、
そういったものの判断ということではありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じところで質問をさせていただきます。今、スマホアプリの導入の見込み者が3,000人
ということで根拠をお尋ねされましたけど、もう既にアプリを登録されている方もいらっ
しゃるということですが、その数は分かっていらっしゃるでしょうか。

あと、今回の交付の仕方ですね。プッシュ型ということなんですけれども、交付開始日をお伺
いしたいと思います。

それと、先ほどから出ています、5番のその他の参考となる事項の中にカード購入費で24
万円ありますけれども、これは先ほど言われた3,000人ぐらいの、まだカードを取得されて
いない方のための金額なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、スマホアプリについてのことなんですけれども、3,000人見込みということではなくて
3,000人を目標として取り組んでいきたいということです。

登録者数につきましては、市内外を含めれば1,000人程度いらっしゃるんですけれども、
市内市民のみに関しましては907名というふうに昨年度末の時点ではなっております。

あと、2番目の交付の仕方等につきましては、先ほどとちょっと重複いたしますけれども、

令和6年10月1日現在で嬉野市に住民登録がある方で、10月31日までに「うれしかーど」を所有する方については自動的にポイントを付与するということです。

交付開始日につきましては、10月31日までにカード発行の申請のあった方を住民台帳と照合した後で、11月中旬頃には対象者に対して一斉に交付をしたいというふうに考えております。それと、広報でしたっけ……（「カード購入費です」と呼ぶ者あり）

カード購入費につきましては、今回申請いただいて、不足分の発行が必要になるかと思いますので、そういったところの予算措置になります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今、アプリの登録の方が市内では907名ということですが、まずもって3,000人というのが目標ということですが、これ自体が事業としてはもう少しスマホの。お気持ちは分かります。今後スマホアプリの導入を進めたいということは分かりますけれども、実際に小さい子どもさんとか、お年寄りの方は持たれていないので、そういうところに本当に支援というか、補助金が効力が、何というかな。2,000円プラス1,000円ですが、本当にもう少し。プラス1,000円していただけるなら、また違った意味での1,000円プラスということも考えられたんじゃないかなと。3,000人ということですが、すごく思いました。例えば、プラスするのに何かほかに考えられたことはなかったんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどから広報ということを申されましたけれども、広報はどのような形で、まず市報とかあると思うんですが、前回も、いざ申し込もうと思ったらもう済んでいたということもあります。今回はプッシュ型ということで、10月1日から10月31日までに新たに作られる方はその期間中ということですのでよろしいでしょうかね。実際持っている方は使ったときに入っているかどうかというのを確認できるということで、いつ確認できるんですかね。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

まず、スマホアプリの件につきましては、確かに、小さい子どもさんとか老人さんとかがなかなか、というのがあるかと思いますが、一般的に生産年齢人口といいますか、主にカードを使用する方についてはその年代の方かなというところでちょっと判断させていただいて、特にすみません、別の方法とかいうのがなかなか今ぱっと、話し合っている中でど

うだったというのはちょっとはっきりとは今記憶しておりません、申し訳ありません。

もう一点の広報につきましては、今度市報に掲載するということと、チラシの全戸配布、あとホームページ、加盟店へのポスター掲示などを考えております。

ポイントの付与は、付与した後に、世帯主様宛てに通知をする予定です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ポイントの付与は世帯主さんへ通知を出されるということで分かりました。

このスマホアプリというのは、今回中身を見ていてちょっとそこが引っかかったんですけど、私はお店の方に勧められて登録は実際しているんですけど、残のポイントがどのくらい入っているかとかを見れるのは本当に便利だと思います。けれども、今回のこの事業の中に、これはほかに、例えば昨年あったような現金を使ってポイント100%還元とか、そういうことも、その金額でもできたんじゃないかなと思いましたけれども、今回はスマホアプリということで、ちょっといろいろ考えはされなかったということですね。分かりました。ちょっと……

○議長（辻 浩一君）

もう少し質問をまとめて……

○11番（増田朝子君） 続

分かりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、大串友則議員。

○2番（大串友則君）

私から1点だけ。先ほどの答弁の中で、前回のように現金で買物をした際の100%還元したときに一部混乱を招いたということでプッシュ型に戻したという答弁がありましたけれども、前は1人1万5,000円を上限に1万人分の予算しか組んでいない。しかも、嬉野以外の人も使えたということで、これは早く使わないと予算が上限に達してしまうということで混乱、一気に偏ってしまったかと思うんですけども、今度の事業費は、市民全員に1人2,000円分ずつ、カードを所有している方に2,000円分ずつと考えたときに、1人2,000円分確実に還付してもらえると考えるならば、恐らく殺到はしないかなと思う。それと、やっぱり原資が2,000円要って、そこに100%、2,000円分のポイントを還元したら、それこそ経済効果につながるかなと、原資の約5,000万円分が1億円分の経済効果になるのかなと、5,000万円分の経済効果にプラスになってくるのかなと思うんですけども、そのような考えをまずし

なかったのかどうかをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

まず、今回が物価高騰に対して住民へ少しでも足しになればというところでの出発点でありまして、それに、できれば前回の早い者勝ちじゃないですけども、そういった形がないような形ということで、全般的に行き渡るというふうな考え方でさせてもらっているということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、今回はあくまでも市民のための2,000ポイント交付という考え方で捉えていいのか、それとも、「うれしかーど」を実際に市民カードとして使っていきたいのを広めたいのであれば、使う機会を広げるためにも、2,000ポイント分を100%還元でも全然いいんじゃないかな、使う機会が増えていいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の市内の業者、店舗をされている方、事業者さんたちの経済効果も十分に加味した上で100%還元にしたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

確かに、議員おっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、物価高騰で確実に2,000円、市民の方を当然対象ですけども、2,000円を交付して、市内の店舗でそれを全て消費していただくというところで、市民に対しての物価高騰というところと、店舗に対しての経済活性化というところも踏まえたところで今回は設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

部長、お伺いしていいですか。最後をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

それではお答えいたします。

昨年度までの事業につきましては、基本的には経済活性化というのを目的で事業を展開したかと思っております。

今回は、経済活性化というよりは生活支援のほうに重点を置いております。なおかつ、午前中の議案質疑でもありましたように、この交付金、限られた予算内ということもありましたので、今回の計画にしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、お尋ねします。

通告書にも記載しておりますけれども、主要な事業の説明書の中の事業費内訳が記載してありますが、その欄の中にカード購入費と事務局委託費の中にカード発行というのが予算計上されておりますが、それに関しての詳細説明をお願いします。

それともう一点。先ほど来、担当課長のほうから断片的にというか、日程等のスケジュールがありましたけれども、改めて、10月1日から31日はこういうこと、ポイントを付与されるのがこの時期までという、具体的にそういったスケジュールをお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

カード購入費の24万円については、新たに再発行だったりとか、カードを新たに申し込まれた方に対するためのカードの購入費の経費となります。

また、本事業については、令和6年10月1日現在で嬉野市に住民登録があり、10月31日までに「うれしかーど」を所有する方に対してのポイントを交付する予定でありますので、カードを持たない市民もいらっしゃることから、新たにカードを作成する方、紛失等による再発行を行う方のために準備するもので、その事務局委託費というのは、そういったところの事務を担うための委託費ということになっております。

2つ目の事業スケジュールにつきましては、10月1日から嬉野市内において事務局を設置しまして、カードの発行業務を開始する予定です。あわせて、市報の全戸配布等で本事業の広報を行っていきます。それを10月中行いまして、その10月末時点の部分で、11月上旬までに最終的な交付対象者を確定しまして、11月中旬以降には一斉にポイントを交付したいというふうに考えております。ポイント交付後は、世帯ごとにポイント交付済みの通知を送信する予定であります。

なお、市民からの問合せ等、そういったことに対応するために、12月末までは事務局の設

置を継続するように予定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

はい、分かりました。

担当課長のほうが冒頭に、市民カードの位置づけで、そういった方向性で考えて今回アプリを入れてらっしゃる方に対してインセンティブをつけるというようなことでおっしゃられていました。

そういう中で実際、今現状カードを所持されている人数というのは資料請求等で示されておりますけれども、これは使用できる店舗というのはどれくらい推移が上がっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

今現在、使用できる店舗は71店舗ですけれども、新規出店の店舗もありますので、訪問する等、加盟店増加に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

利用できる店舗数というのも、努力はされているものの件数的になかなか伸び悩んでいるのが現状かなとは思いますが、そこは努力していただきながら、1軒でも多く店舗を増やしていけたらというところでお願いするところであります。これは最終的に令和4年度から6年度、今年度までずっとこういう形でポイントカードに何らかのインセンティブを入れながら事業展開をされていらっしゃると思います。

そういう中で、たまたま臨時交付金とか、重点支援交付金とかもありますけれども、最後の質問ですけれども、市長、これは将来的に市民カードの方向性で持っていく中で、今、国庫補助等のいろいろな国の補助等があることを有効活用してされていると。もし、この財源としてそういったのがなくなったというところでも、今後このカードの位置づけの方向性を考えていく中で、予算のつけ方、その分に関して実際今ポイントを付与されて地域経済を回すという考え方をされている中で、それからもう一步、この市民カードの定着に向けての取組というのをどのようにお考えになられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これまで地方創生臨時交付金を活用してこうしたポイント付与であったりとか、また、こういった買っていただいてのポイントバック、様々な経済活性化の事業を講じてきたところではありますが、恐らく、地方創生臨時交付金はこれで最後かもしれないというふうな感覚は正直持っております。

こういった中で、このカードというのが、これまでやってきたことのベースの上に、やはり市民の皆さんにより親しまれるもの、存在でなければならないというふうに思っておりますので、我々の市としての経済活性化策の中で、必要とあらば、これは今後一般財源の持ち出し等々にもなりますので、当然慎重な検討、それからまた、議会のほうからもそういったところでの審議を賜ってのこととなろうかとは思いますが、こうした事業展開もあり得るのではないかというふうに今は、今の時点ではそこまでしか申し上げることはできません。

ただ、このポイント事業はいろんな形を変えながらやってまいりました。そういう中で、この事務的な手順、手間、コスト、それから実際の経済効果、一部にはちょっといろんな購買が集中して、店舗さんにもちょっと御迷惑をおかけしたところもあったかと思えますけれども、トライ・アンド・エラーの中で得られたものもあろうかというふうに思いますので、今後、こうしたお店一個一個が効果的なマーケティングをできる、そういったツールとしても活用していくために、幅広く今回で終わりではなくて、カードの存在自体は周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで歳出7款の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、議案質疑を続けます。

次に、29ページ、8款．土木費、1項．土木管理費から30ページ、8款．土木費、2項．道路橋りょう費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、31ページ、8款．土木費、4項．都市計画費について質疑を行います。

質疑の通告があります。5目．公園費について発言を許可いたします。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

合同常任委員会での説明で重機の借上料として予算を計上していて、特定の崩落場所ではなくて今後の災害に備えてということで説明を受けましたけれども、中身の詳細をお伺いしたいと思います。

まず、重機は何があるのか、何を考えられているのか。あと、災害に備えてということですけれども、災害が起こったときだけスポット的にレンタルをするのか、それとも年度後半、常時レンタルで備えられるのか。あと、レンタルをして作業は誰が行うのか、これをまずお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、使用料及び賃借料のほうで50万円計上させていただいております。

これにつきまして重機が何かということですが、一般的な重機といたしましては、バックホーでありますとか、あとダンプ、トラック、そういうものを予定しております。

あと、災害に限らず後々でもというお話ではございますが、今回計上させていただいたその趣旨といたしましては、今年、国スポ・全障スポが開催されます。そういった中で、みゆき公園のほうで来月、軟式野球が開催をされるということで、こちらのほうでどうしても大型車両、バスでありますとか、観覧される方等々の車両が多くなってくるだろうというふうに考えておまして、これまでは、一旦セーフティコーンであつたりとか、土のうを一旦置いたりとかいうふうな形でしておりましたが、そういう交通量のことも考えれば、まず重機等で一旦取って、何とか通路、車道の確保をしたいということで考えております。

あと、誰が作業するのかということなのですが、こちらのほうは、建設業関係の方に重機のほうはオペレーターとして依頼をしたいというふうに考えております。

あと、人的な作業につきましては、恐らく公園も災害になれば、市道であつたり林道、そういったところでも災害が起きているだろうという想定の下で、そこでの土木業者さんの人的なサポートはなかなか厳しいだろうということもありまして、指定管理者さんであつたりとか、あと、うちの会計年度の作業員がおりますので、そちらのほうで人的な、最終的な作業についてはやっていきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

その国スポを見据えてのということ。ということは、次年度以降は今までどおりの対応ということ、分かりました。なるほど、了解しました。

そしたら、国スポが終われば今のまま今までどおりで、国スポがあるから迅速に対応するためにということで理解しました、了解しました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、32ページ、8款．土木費、6項．新幹線費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出8款の質疑を終わります。

次に、33ページ、9款．消防費、1項．消防費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出9款の質疑を終わります。

次に、34ページ、10款．教育費、1項．教育総務費について質疑を行います。

質疑の通告があります。2目．事務局費について順次発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、実用英語技能検定料費補助、主要な事業の説明書は14ページです。

まず最初の質問で、今回のタイミングで補正予算化された理由をお尋ねします。

もう一点が、補助対象を中学校在学中各年度1回限りというふうにされた理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

学校教育課長。

○学校教育課長（榮岩和浩君）

お答えいたします。

1点目の、今回のタイミングでの補正予算化された理由についてですけれども、実用英語技能検定料費補助事業につきましては、平成28年に要綱を制定し、数年間実施をしてまいりましたが、ここ数年はほかの事業のほうに予算を優先し、校長先生の知恵袋事業などで検定料の補助を行ってまいりました。

現在は検定料が平成28年当時の2倍となっており、何らかの対策が必要ではないかと考えておりました。さらに今年5月に公表された佐賀県の中学3年生の英語力と比較し苦戦をしていることへの対策として、今回のタイミングで予算化をした理由でございます。

2点目の、在学中各年度1回限りとなった理由につきましては、以前は生徒1人につき、

中学校在学3年間で1回の補助を行っておりました。限られた予算の中で、平等に、より多くの生徒が受験意欲を持ち、それが継続していくよう、1人につき1年に1回の補助をしたところです。ですので、最大1人3年間3回は補助を受けられるということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、今回の分は交付要領というのも自分も調べてみました。ちなみに、英語検定が年3回あって、今年度は5月と9月下旬から10月初旬、3回目が1月、計3回あると思います。だったら、先ほどの御答弁だと、当初予算からでもこういうことを考えることができなかったのかなと。県が言っている、中学校3年生が英語で苦戦しているという答弁もあったので、その段階でやっぱり必要だというふうにされて今回急遽これをつけられたというのが主な要因なのか。それとも、嬉野市としては英語教育に力を入れてらっしゃるので、当初予算から、これをやっぱり再度事業化しようというふうな考えは持たれることがなかったのかというのを1点お尋ねしたいと思います。

校長先生の知恵袋でもやられていたということですが、その場合はその対象となるところが中学生だけなので、塩田中学校、大野原中学校、吉田中学校、嬉野中学校の4校、どこが今までされていたのかなというのを分かる範囲で教えていただければ。

今回の受験者数が47名というふうに一応想定されていますけれども、今現在、嬉野市内の中学生が600名弱いるかと思いますが、在学中1回限りではなくて3回に変えられたということで、どの学年の方でも受けることが今回できるようになると、1年生でも、2年生でも、3年生でもですね。そうなった場合、受験者数が増えるという想定はされなかったのか、お願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

学校教育課長。

○学校教育課長（榮岩和浩君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、年度当初から当初予算のほうで予算を立てられればよかったんですけども、そこはずっと対策が必要ということは考えていたところ、5月に新聞報道等で、佐賀県のほうが英語力に課題があるという報道が出ましたので、本格的に対策に乗り出さないといけないということで今回の予算化としたところでございます。

それと、2点目が知恵袋事業についてですけども、昨年度になりますけれども、知恵袋事業で実施の補助を出した金額については直接8,400円程度になります。ただ、直接はないですけども、その知恵袋事業を使って受験対策の問題集を購入したり、あるいは英会話教

室を実施した実績が各中学校でございます。

以上でございます。（「３点目の」と呼ぶ者あり）

人数の想定は非常に難しかったんですけども、昨年度の実績の人数に10%を上乗せした予想を立てて、こういう人数を立てたところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。そしたら3回目です。

今回は早急にやらないといけないということで補助をされるということですが、この実施要綱の補助について、現在あくまでも中学生が対象となっていますけれども、この補助をするに当たって英検4級、5級とか、総合的に英語の能力を上げていくためにはステップアップが必要だと思います。その中で、全体的に5級、4級も含めてもっと受験をしやすくする環境づくりというところまで考えると、そういったところの要綱を調整するとか、そういったところまでは今回は考えられなかったのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

学校教育課長。

○学校教育課長（榮岩和浩君）

お答えいたします。

今おっしゃるとおりでございまして、嬉野市はオンライン英会話を導入して3年目に当たるように、英語教育には非常に力を入れているところでございます。今回、数年ぶりの試みで、3級から2級までの範囲で補助をつけようとしているんですけども、今後は、今おっしゃるように小学生を対象に、4級であるとか5級であるとか、そこまで延ばしていければなど検討をしている段階でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ただいまの質問で内容というのは大体分かりました。中学生の英語の力及び学習意欲の向上を図るというふうな目的、そういう中においてこういう検定を受けてもらってということなんですが、そうなれば、これは手挙げ方式なんですか、それとも学校側から受けなさいみたいなそういうことも言うのか、そこら辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（辻 浩一君）

学校教育課長。

○学校教育課長（榮岩和浩君）

お答えいたします。

学校の英語の教員を中心に、子どもたちのほうに、受けなさいではないですけども、受けませんかということは言うと思うんですけども、あくまでも希望制としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

希望制ということですね。それだと、例えば英語の塾とかなんとかに行っていっちゃう人もいると思うんですよね。そういった塾とかなんとかで英検を受けるとか、そういったこともあるんじゃないかなと。じゃ、行っている方、行っていない方そこら辺で、例えば、塾に通っている人は塾のほうからとか補助があるのか、どうなのかなと思ったので、そこら辺をお聞きしたい。

というのと、確かに、嬉野市は英語検定ということであれなんですけど、ほかに例えば、珠算検定とか、漢字検定とかあるわけですよね、いろんな検定というのは。英語に特化してこういうふうな補助であるならば、総合的な学力を考えたときに、漢字力とか考えたときに、漢字検定にもとか、そういったふうなことも考えられるんじゃないかなと思ったんですけど、そこら辺2点、そこは考えなかったのか、あくまでも英検だけなのか。

○議長（辻 浩一君）

学校教育課長。

○学校教育課長（榮岩和浩君）

お答えいたします。

今、塾で受ける子どもはどうかというお尋ねだったと思うんですけども、おっしゃるように学習塾で受ける子どもたちもおりますし、あるいは嬉野市内在住だけでも、ほかの中学校、私立中学校とか、県立中学校のほうに通っている生徒もおりますので、そこは学校のほうで聞いて、平等に補助ができるようにはしていきたいと考えているところです。

2点目の、ほかの検定についてですけども、おっしゃるとおりだとは思いますが、先ほども申しましたように、嬉野市が特に今英語、オンライン英会話を中心に英語教育に力を入れていますので、まずは英語検定を取っかかりじゃないですけども、英語検定から始めるということで今回予算化をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

教育長も何か非常に一言いたいのかなと思うんですけど、私はその人その人なりにいろんな進む道、かれこれいろいろあると思うんですよね。確かに、英語力を総合的に上げていくというそういうことは大事だろうし、その一環として検定に市が補助をするというのは、これは当然私は分かるんですよ。でも、その中で、例えば国語、漢字検定だとか、あるいは珠算の検定だとか、一生懸命努力している人はいらっしゃると思うので、できたらそういったところも、今後ぜひ検討していただきたいと思うんですけど、教育長いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。

検定については、校長先生の知恵袋事業で、漢字検定、日本語検定を過去受けさせております。校長の判断で、学力向上という名目の下で取組はしてきておりますので、今後、校長先生の知恵袋事業の枠を広げながら、そちらのほうで対応するほうがベストではないかなというふうに思っております。

本年度はこの補正予算で英検についてはお願いをいたしましたけれども、先ほど課長が申し上げましたように、オンラインを入れて3年目、それから佐賀県の英語力がやはり低いというふうな状況もあって、子どもたちの前向きな取組を推進するために、少し高めの部分の3級、2級、準2級、そこら辺を対象にしたところがございます。年度初めから取り組むとすれば、来年度あたりは4級、5級とか、そこら辺も含めた形での幅を広げる形。さらには、先ほど田中議員がおっしゃるような形、それぞれ英検以外にいろいろすると幅が広がりますので、校長先生の知恵袋事業あたりを広げていただく形を取って、それぞれ取り組む方法がベストかなというふうに思っております。そのときはぜひ御協力よろしくお願いします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、35ページ、10款．教育費、2項．小学校費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、36ページ、10款．教育費、4項．社会教育費について質疑を行います。

質疑の通告がございます。7目．文化財費について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

もう簡単に。この委託料なんですけど、不動山の大チャノキが非常に厳しい状況になっております。そういう中で、当初予算では245万3,000円の委託料というものが組まれて、何とかこれを再生しようということやってこられていると思いますが、ここで今回補正ということ20万円上がっているわけなんですけど、これは、当初予算プラスの今回の委託料のアップ

ということなのか、それとも、全く違った意味で何かほかに考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

今回増額をお願いしておりますのは、もともと予定をして実施をしていた事業内容の増額でございます。といいますのは、今やっている事業で、大チャノキの葉に直接薬剤を散布する葉面散布という業務をやっておりますが、そちらが、当初思っていたよりも効果が大変ありましたので、今回増額をいたしまして、薬剤を増やして散布をしたいということでの増額でございます。そのほかに、幹の日焼け防止のための対策も含んでおります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういう効果があったということなのですが、何とか再生できそうですか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

令和2年度から継続して実施をいたしております大チャノキの再生事業でございますが、大チャノキ部会の調査によりまして、お茶の葉がほかの一般的な茶園よりも濃いという結果も出ておりますし、また、葉っぱにつきましても、以前より回復をしてきているという結果も出てきております。葉っぱが黄色くなってしまう萎黄病の発症がっておりますけれども、そちらも全体的には回復をしている傾向となっております。また、新芽につきましても伸びが長くなってきたりとか、葉っぱも長くなってきたりといった改善傾向にはなっております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、37ページ、10款．教育費、5項．保健体育費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

これで歳出10款の質疑を終わります。

次に、38ページ、11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費について質疑を行い

ます。質疑の通告はありません。

次に、39ページ、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告があります。2目、過年公共土木施設災害復旧費について発言を許可します。
山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

市道永尾線地すべり災害復旧事業費についてです。資料を頂いて、補正の内容と補正の理由については詳しく書いてありましたので、理解できました。

結果としてですけれども、以前あったスケジュール、これが延びるのかどうか、工事完了が大体11月末、通行止めは年度内ということであったんですけれども、その辺はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

今回9月補正のほうで増額補正をお願いしておりますけれども、工期といたしましては、市道永尾線地すべり復旧事業、こちらは11月29日、予定どおりとなっております。

それからまた、市道永尾線の道路のほうの災害復旧工事、こちらは工期を2月末までとして工事を今準備しているところでございます。今のところ、3月末の開通を予定いたしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

歳出11款の質疑を終わります。

これで2款から11款までの歳出について質疑を終わります。

次に、5ページ、第2表 継続費補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表 継続費補正の質疑を終わります。

次に、6ページ、第3表 債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑の通告があります。生活支援体制整備事業について発言を許可いたします。水山洋輔

議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、債務負担行為の生活支援体制整備事業につきまして質問いたします。

まず1点目に、単年の委託から今回3年間の委託に変更された理由をお尋ねいたします。

それと2点目が、プロポーザル方式について、これは公募型か指名型か、どのように行うのかについてお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

まず1点目の、3年間の委託に変更した理由ですが、この事業は、地域の特性や社会の動きに応じた高齢者の暮らしについて、アセスメント及びニーズの抽出を行い、その上で不足しているサービスを補うことができるような仕組みづくりを行うことが目的であります。

これまでの実績等からも、単年での事業実施より長期のほうが成果が見込まれると判断し、3年間の委託と変更をいたしました。

2点目の、プロポーザルは公募型か指名型かという質問についてですが、現在検討中ではありますが、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターには、高齢者福祉や地域福祉をはじめとする、知識や経験、広い視野、行動力、想像力、リーダーシップ等が求められます。さらに、市の住民活動の状況や多様な地域資源、地域における高齢者福祉の課題に精通していることが必要であると考えます。市内の事業所が主な候補になり得ると思いますが、公募型、指名型を含め検討し、事業の遂行に適した法人に委託をしたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。

そしたら、長期でしたほうが成果を見込めるということだったんですけども、平成28年からこの生活支援体制整備事業は始まっていると思うんですが、今までもされて、単年ごとにコーディネーターはプロポーザル等をされてきていらっしまったのか、そこをお尋ねしていいですか。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

この事業は、先ほどおっしゃられたように平成28年度からの事業でありまして、当初の平成28年度はプロポーザルをいたしました。その後、随契で引き続き同じ業者をお願いをしております、令和4年度にプロポーザルを開催しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

3回目です。

そしたら、令和4年にプロポーザルをされて、令和5年、6年はそのまま随契という理解で、今までは3年程度の随契をやられていたので、令和7年度からはプロポーザルで3年しっかり契約をしてやる、という理解でよろしいですかね。

それと、第1層、第2層あると思うんですけども、第1層、第2層それぞれに、今後はこの3年間の契約ということでプロポーザルをされるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

1点目はおっしゃるとおりでございます。

2点目の、1層、2層について、それぞれプロポーザルで決定したいと考えています。そして、3年間で考えております。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで第3表 債務負担行為補正の質疑を終わります。

次に、7ページ、第4表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第4表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第55号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 売買契約の締結についての議案について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで諮問第2号の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では9月9日も議案質疑の予定でしたが、本日で決算認定を除く議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、9日は休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月9日は休会とすることに決定をいたしました。本日はこれで散会いたします。

午後2時47分 散会